

五島市観光案内業務（福江空港） 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

五島市の玄関口となる福江空港ターミナルビル内において、観光客への観光案内及び情報提供を行う。また、観光窓口の一元化を図り、観光客など利用者の利便性の向上を図る。

2 業務概要

・業務内容

- ① 五島市内の観光案内及び観光情報の提供
- ② 五島市観光に関する電話等の対応
- ③ 窓口業務における問い合わせ及び苦情対応
- ④ 五島市観光に関するニーズの把握
- ⑤ 観光パンフレット等の設置及び管理

・窓口開所日時

- ① 窓口案内人1名を配置
- ② 開所時間等

※1日の勤務時間は9時30分から15時30分までとする。

ただし、12時から13時までは休憩時間とする

※案内所定休日はなしとする。

・委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

1, 855, 728円

3 応募に関する事項

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していない、あるいは役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- ③五島市内に事務等を有していること。

4 企画提案書について

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②企画提案書（様式2）
- ③企画提案者に関する調書（様式3）
- ④業務実施体制調書（様式4）
- ⑤企画提案書類（任意様式）

企画提案書には、インバウンド対応が対応可能か明記すること
可能な場合は、対応可能な言語を記載すること

⑥見積書（任意様式）

⑦暴力団等排除に関する誓約書

(2) 参加申込書（様式1）提出期限

令和2年3月27日（金） 17:00必着

（書留郵便又は配達証明できるものに限る）

※FAXおよびe-mailでの提出は受け付けない。

(3) 企画提案書（様式2～4、企画提案書類、見積書）提出期限

令和2年3月27日（金） 17:00必着

（書留郵便又は配達証明できるものに限る）

※FAXおよびe-mailでの提出は受け付けない。

(4) 参加申込書及び企画提案書提出場所

〒853-8501

五島市福江町1-1

五島市地域振興部観光物産課 観光物産班

電話：0959-74-0811

(5) 書類等の取扱い

①提出された企画提案書等は返却しない。

②提出された書類は、五島市情報公開条例（平成16年8月1日条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、第三者に開示する場合がある。

③企画提案については1提案とする。

④提出後の差し替えは受け付けない。

5 質疑と回答

(1) 質疑は、令和2年3月26日（木）正午までに質問書（様式5）により、持参または郵送若しくはFAX、電子メールにて受付とする。

なお、FAX、電子メール送信の際は、「10 問合せ先」担当へ連絡すること。

(2) 回答は、五島の島たび (<https://goto.nagasaki-tabinet.com/>) へ掲載する。

質疑内容によっては、回答を控える場合がある。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

①企画提案書を基にあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価・採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。

②最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

③提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には再度、公募を実施する。

(2) 審査基準

- ・事業者の適格性
 - ② 業務を遂行する能力があるか。また、そのための体制が整っているか
 - ② 総括責任者の資格・実績、類似業務の実績等
 - ・企画提案書の内容
 - ③ 事業趣旨に沿った提案であるか
 - ③ 五島市内の観光について、十分な知識を有しているか
 - ④ その他魅力的な取り組みの提案があるか
 - ・見積もり
 - ⑥ 見積もり金額とその妥当性
- (3) 審査の日時
令和2年3月30日(月) 予定

7 審査結果

審査結果は、審査会終了後に、全ての参加者に通知文書を発送する。

なお、審査結果について五島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は開示の対象となる。

8 契約の締結

- (1) 審査会を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、業務契約を締結する。
- (2) 審査会後に書類等の虚偽、又は不正等が発覚した場合は失格とする。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。

9 その他

- (1) 参加申込書の提出後、都合により辞退する場合は、速やかに書面により辞退届(様式自由)を提出すること。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

10 問合せ先

五島市地域振興部観光物産課 観光物産班 担当：松井

TEL：0959-74-0811

FAX：0959-74-1994

E-Mail：kankou@city.goto.lg.jp

公募掲載 予定 3/25（水）	公募受付開始 五島の島たび (https://goto.nagasaki-tabinet.com/) からダウンロード	・実施要領 ・仕様書 ・各種様式
公募開始 ～ 3/26（木）	質疑受付・回答	・質問書（様式5）
公募開始 ～ 3/27（金）	公募プロポーザル参加申込 受付	・参加申込書 （様式1）
3/25（水） ～ 3/27（金）	企画提案書受付	・企画提案書（様式2） ・企画提案者に関する調書（様式3） ・業務実施体制調書（様式4） ・企画提案書類（任意様式） ・見積書（任意様式）
3/30（月） 予定	書類審査	・五島市にて審査
3/30（月） 以降	審査結果通知	・審査結果通知書
4/1（水） 以降	契約締結	・契約書の作成

五島市観光案内業務（福江空港）仕様書

1 委託業務名

五島市観光案内業務（福江空港）

2 目的

五島市の玄関口となる福江空港ターミナルビル内において、観光客への観光案内及び情報提供を行う。また、観光窓口の一元化を図り、観光客など利用者の利便性の向上を図る。

3 業務概要

・業務内容

- ① 五島市内の観光案内及び観光情報の提供
- ② 五島市観光に関する電話等の対応
- ③ 窓口業務における問い合わせ及び苦情対応
- ④ 五島市観光に関するニーズの把握
- ⑤ 観光パンフレット等の設置及び管理

・窓口開所日時

- ① 窓口案内人1名を配置
- ② 開所時間等

※1日の勤務時間は9時30分から15時30分までとする。

ただし、12時から13時までは休憩時間とする

※案内所定休日はなしとする。

4 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

5 業務完了報告書に添付する成果物

五島市観光案内（福江空港）業務委託業務実績報告書を提出すること。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、五島市個人情報保

護条例（平成 18 年 3 月 23 日条例第 3 号）、五島市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年 7 月 11 日規則第 30 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（3）守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（4）発生経費

事業遂行にあたり画像の撮影費（撮影に係る商品のサンプル代等含む）や、調査などの業務、また受託者の交通費等に係る経費など、業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。

7 委託料支払い方法

部分払いを請求できるものとする。

8 協 議

この仕様書にない事項又はこの仕様書について生じた疑義については、双方協議して定めるものとする。

9 担当部課

五島市地域振興部観光物産課 観光物産班 担当：松井

TEL 0959（74）0811（直通）

FAX 0959（74）1994

E-mail kankou@city.goto.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長

住 所
名 称
代表者氏名

印

五島市観光案内業務 (福江空港)
公募プロポーザル 参加申込書

五島市で実施する表記の公募プロポーザル審査へ参加します。

(様式2)

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

五島市観光案内業務（福江空港）
企画提案書

標記について、下記のとおり関係書類を添付して企画提案書を提出します。

記

- 1 提案者に関する調書（様式3）
- 2 業務実施体制調書（様式4）
- 3 企画提案書類（任意様式）
- 4 見積書（任意様式）
- 5 暴力団等排除に関する誓約書

連絡担当者

所 属
氏 名
TEL
FAX
E-mail

(様式3)

企画提案者に関する調書

提案者名				
代表者名				
所在地	〒			
連絡先	担当部署			
	担当者職・氏名			
	TEL・FAX			
	E-mail			
事業概要 (※1)				
類似業務実績 (※2)				
完了年	契約名	発注者	契約額 (千円)	業務概要

※1 事業者の概要がわかる資料があれば添付して下さい。

※2 過去に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績を記入して下さい。

(様式4)

業務実施体制調書

1 総括責任者 (予定)

氏名	
所属・役職	
業務経歴等	

※業務経歴等は、類似業務等を中心に記入下さい。

2 業務担当者 (予定)

氏名	
所属・役職	
担当業務	
業務経歴等	
氏名	
所属・役職	
担当業務	
業務経歴等	
氏名	
所属・役職	
担当業務	
業務経歴等	

※業務担当者が3名以上の場合は、本様式を修正のうえ、全員分を記入して下さい。

(様式5)

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

質 問 書

業務名：五島市観光案内業務（福江空港）

質 問 事 項

(連絡担当者)

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

暴力団等排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

別紙様式2 (別紙)

役員等名簿

フリガナ 氏名	生年月日	住所
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	